

議員全員協議会会議録

平成27年8月11日

宮古市議会

平成27年8月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(8月11日)

| | |
|-----------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のための出席者 | 2 |
| 議会事務局出席者 | 2 |
| 開 会 | 3 |
| 説明事項(1) | 3 |
| 説明事項(2) | 10 |
| 説明事項(3) | 25 |
| 閉 会 | 25 |

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成27年8月11日(火曜日) 本会議終了後
場 所 議事堂 本会議場

○

事 件

〔説明事項〕

- (1) 平成27年度市町村要望について
- (2) 中心市街地津波復興拠点整備に係るJR用地取得について
- (3) その他

出席議員（28名）

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 今村正君 | 2番 | 小島直也君 |
| 3番 | 近藤和也君 | 4番 | 佐々木清明君 |
| 5番 | 白石雅一君 | 6番 | 鳥居晋君 |
| 7番 | 中島清吾君 | 8番 | 伊藤清君 |
| 9番 | 内館勝則君 | 10番 | 北村進君 |
| 11番 | 佐々木重勝君 | 12番 | 須賀原千エ子君 |
| 13番 | 高橋秀正君 | 14番 | 橋本久夫君 |
| 15番 | 古館章秀君 | 16番 | 工藤小百合君 |
| 17番 | 坂本悦夫君 | 18番 | 長門孝則君 |
| 19番 | 佐々木勝君 | 20番 | 落合久三君 |
| 21番 | 竹花邦彦君 | 22番 | 松本尚美君 |
| 23番 | 坂下正明君 | 24番 | 茂市敏之君 |
| 25番 | 藤原光昭君 | 26番 | 田中尚君 |
| 27番 | 加藤俊郎君 | 28番 | 前川昌登君 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

説明事項（1）

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 市長 | 山本正徳君 | 副市長 | 山口公正君 |
| 教育長 | 伊藤晃二君 | 総務部長 | 佐藤廣昭君 |
| 企画部長 | 山崎政典君 | 市民生活部長 | 滝澤肇君 |
| 保健福祉部長 | 下澤邦彦君 | 産業振興部長 | 佐藤日出海君 |
| 都市整備部長 | 高峯聡一郎君 | 上下水道部長 | 田崎義孝君 |
| 危機管理監 | 山根正敬君 | 教育部長 | 熊谷立行君 |
| 企画課長 | 伊藤孝雄君 | 企画課副主幹 | 西村泰弘君 |

説明事項（2）

| | | | |
|---------------|--------|----------------|--------|
| 企画部長 | 山崎政典君 | 都市整備部長 | 高峯聡一郎君 |
| 復興推進課長 | 多田康君 | 環境課長 | 岩田直司君 |
| 都市計画課長 | 中村晃君 | 都市計画化主査 | 箱石剛君 |
| 都市計画課復興拠点整備室長 | 佐々木良幸君 | 都市計画課復興拠点整備室主査 | 巖岩博之君 |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 上居勝弘 | 次長 | 佐々木純子 |
| 主査 | 菊地政幸 | | |

開 会

午前11時34分 開会

○議長（前川昌登君） それでは、ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は28名でございます。会議は成立しております。

次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（1） 平成27年度市町村要望について

○議長（前川昌登君） 説明事項の（1）、平成27年度市町村要望についてを説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） それでは、平成27年度市町村要望につきまして、岩手県に対する宮古市からの要望につきましては、去る7月14日開催の議員全員協議会で説明の後、各常任委員会で検討いただいたところでございます。また、7月22日には、地元選出の県議会議員との意見交換を行ったところでもございます。要望書につきましては、各常任委員会、県議会議員からいただいたご意見を踏まえて修正をさせていただきました。本日は、その内容を説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

なお、内容の詳細につきましては企画課長より説明をさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 伊藤企画課長。

○企画課長（伊藤孝雄君） それでは、修正を加えました市町村要望の内容についてご説明申し上げます。

資料を1枚めくっていただきまして、表をごらんいただきたいと思っております。

表の項目の1番でございますけれども、JR山田線の早期復旧についてでございます。これにつきましては、総務常任委員会からご意見をいただいております。内容につきましては、国の支援について、現行法の見直し等制度の拡充を求めようとする要望と文言を追加すべきであるというご意見でございます。これにつきましては、ご意見のとおり対応したいと思っております。

内容は新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。これの2ページでございます。2ページの1行目ですけれども、記載のとおり追加したいと思っております。

続きまして、表のほうに戻っていただきまして、項目の3番でございます。

宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進についてでございます。これにつきまして、建設常任委員会から2つの項目の要望、ご意見をいただいております。まず、上段になりますけれども、主要地方道重茂半島線の整備促進及び一般県道宮古山田線の改良について要望項目に加えるべきであるというご意見でございます。

これにつきましては、この添付資料新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと思っております。4ページの上のところになりますけれども、（5）といたしまして、主要地方道重茂半島線の整備促進について、「主要地方道重茂半島線は、重茂半島を巡る唯一の道路であり、重茂地区住民の生活と産業経済活動の基盤となる重要な路線であるとともに、救急自動車等の搬送路として、又、災害時の救援道路として極めて重要な「命を守る道路」です」と、以下のとおりご意見を踏まえて追加したいと思っております。

あと、一般県道宮古山田線の改良についてにつきましては、これは、宮古市内の区間につきましては整備済みであるということで、これについては要望しないこととしたいと思っております。

続きまして、その下の項目の2つ目でございますけれども、宮古盛岡横断道路完成後の現国道106号は引き続き県において管理するように要望すべきであるというご意見でございます。

これにつきましては、ご意見を踏まえまして、この対照表の5ページをごらんいただきたいと思います。

5ページの(8)でございます。国道106号の国土交通大臣管理の指定区間編入についてということで、「国道106号は、国道46号と連結し、太平洋沿岸の都市と県都盛岡市、日本海沿岸の主要都市秋田市を結ぶ、北東北を横断する主要な幹線道路であるとともに、当市と盛岡市を最短時間で連結する重要な道路です」と、「つきましては、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるために、国土交通大臣管理の指定区間編入を国に働きかけるなど、全面的な支援を要望します」ということで、追加したいと思っております。

続きまして、また一覧表のほうをごらんいただきたいと思います。

3番の項目の県議会議員との意見交換の内容でございますけれども、まず最初の項目になります。これにつきましては、トンネルの完成が早くなったことについては感謝するけれども、前後の改良がなければ意味をなしませんよといった表現がいいのではないかなということでもございましたけれども、このご意見につきましては、未整備区間の事業着工についても要望しているという内容になっておりますので、原案のとおりとしたいと思っております。

それから、その下のほうになりますけれども、北部環状線の28年度の完成が見えているということで、この28年度の開通を守って、ぜひおくれることのないようにという書きぶりがよいのではないかなというご意見でございました。

これにつきましては、新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページの下から2行でございますけれども、平成28年度開通に向け整備中の北部環状線県代行区間の確実な完成を要望しますということで、文章を修正いたしたいと思っております。

また、表のほうにお戻りいただきたいと思っております。

項目の6番になります。河川、砂防等事業の促進についてでございます。

これにつきましては、建設常任委員会のほうから、市も協力する姿勢を示すべきではないかなというご意見がございました。これについての対応でございますけれども、国・県・市では、宮古地域復旧復興工事施工確保対策連絡協議会議、こういう会議を組織して対応を行っているわけなんですけれども、この会議の中でも、土量調整等の情報共有を行って、相互に協力する体制をとっているという状況でございますので、これについては要望書案は現案のままとさせていただきたいと思っております。

1つ飛びまして、項目の8番、教育環境の整備についてでございます。

これについては、教育民生常任委員会のほうからご意見を頂戴しております。まず、上のほうになりますけれども、人的配置についてということで、甚大な被害を受けた公立学校に係る教職員の加配措置、これの継続について項目に加えてはどうかということでございます。

これにつきましては、新旧対照表の6ページをごらんいただきたいと思っております。

6ページでございますけれども、(2)人的配置についてということで、⑤教職員の加配としております。震災による影響はまだ続いており、「心とからだの健康観察」で要サポートとなった人数は、小・中学生合わせて平成24年度581人、25年度597人、26年度549人となっております。このため、被災児童・生徒への日常的な心のケアやきめ細かな支援を継続して実施することが求められております。また、仮設住宅から通っている児童・生徒が現在もおりますので、復興加配教職員の継続した配置を要望しますと追加したいと思っております。

次に、また一覧表のほうに戻っていただきまして、教育民生常任委員会からの意見の2つ目でございますけれども、国に対する要望の強化についてということで、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の継続につい

て、国の要望事項に加えてはどうかというご意見でございます。これについては、国の要望事項9番に加えるのではなくて、この8番の教育環境の整備についての項目に加えたいと思っております。

内容については7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページ、新旧対照表の7ページでございますけれども、(4)被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続についてということで、東日本大震災から4年を経た今もなお仮設住宅で生活する世帯が多くあります。また、遠方の仮設住宅から通学する児童・生徒がまだ多くおり、スクールバスの運行を欠かすことはできません。つきましては、仮設住宅から通学する児童・生徒がいなくなり、復興事業が終了するまで、被災児童生徒就学支援等事業を継続することについて国に働きかけを行うよう要望しますということで、追加したいと思っております。一覧表、次のページをごらんいただきたいと思っております。

項目の9番の(2)鳥獣被害防止対策の推進についてでございます。これについて、経済常任委員会からのご意見がございました。ニホンジカ等によるということ、ニホンジカに限らないということ、修正したらどうかというご意見がございました。

これについても、対照表の8ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、本文の5行目でございます。ニホンジカ等による農作物被害が拡大しておりということで、ご意見のとおり追加したいと思っております。

以上がご意見に対する対応の内容でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

松本尚美君。

○2番（松本尚美君） 説明をいただきましたが、建設常任委員会で私も意見を申し上げたんですが、まず確認をさせていただきたいと思っておりますが、3の宮古をとりまく交通ネットワークの整備の中での、この106号ですね、これは今度、今工事中ですけれども、区界トンネル含めてですね、新たなルートと今の現道とつながりながらやっていくと。そうすると、新たなルートになっている区間の現道はこのままでは宮古市が管理しなきゃならないということになりかねないということで、この要望したらどうかということをお願いしたんですが、この、今度新たにできる、現道も含めた新たなルートを含めた全線を国に直轄管理をお願いすることで、結果論として切りかわった現道については県が管理するという理解でいいんですか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長。

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 宮古盛岡横断道路の工事後の管理について少しご説明させていただきます。

現在、宮古市が会長市として、盛岡市や岩泉町、山田、田野畑と一緒に、国道106号指定区間編入促進期成同盟会というものがございます。こちらの中で国のほうに要望しているのは、現道の国道106号の指定区間編入となっております。こちらの同盟会ですけれども、今現在も同盟会活動を行っておりますので、当然のことながら、現道について、今の現道について国の直轄管理をお願いするというのが今のところの宮古市及び盛岡市等の立場でございます。新しい道路につきましても、まだ同盟会等の結成はしていないところでございますけれども、かなり高規格の道路ができますので、当然のことながら国の管理をお願いしていかなくてはならないということになると思っておりますので、今回のような表現になっているところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本尚美君。

○2番（松本尚美君） ですから、端的に、今現道、改良をかけるところは現道が改良開通すれば当然、新たなルートができればこれは国直轄も含めてお願いすると。そうすると、切りかわっていれば、例えば区界トン

ネルができて、今の区界峠の現道は県が管理することに結果的になると。だからそういう聞き方をしているんで、そうなるんならなるってお答えをいただければいいんであって。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長。

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 今ほどお答えしたとおり、あくまで今の市や県の立場というのは、現道を国に管理していただきたいという立場でございます。結果的に今松本議員さんがおっしゃったような形になるやもしれません。ただ、今現在の我々の立場としては、そこについてそのようになりますねとか言える立場ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松本尚美君。

○2番（松本尚美君） 高峯部長と頻りに意見が対立するんだけど、もう純粹なんですよ。宮古市が管理する区間、これふやさないことなんです、単純に言えば、シンプルに言えばですよ、106号に関して。今の現道になる前の旧道、旧道が川井村村道になり、今は宮古市道になっているわけです。ですから、その流れでいくと、当然に全線は県管理でありますから、切りかわって行って、旧道になるところは宮古市の管理になる、だからこれを、全体を、新しいルートを含めて国に直轄管理をお願いすれば必然的に結果として宮古市の管理区間がなくなるということで私は理解しますから、いいです返事は。

それで、2点目、6番の河川、砂防事業促進の中の二級河川改修事業等の促進についてなんです、この中には、私すみません、この堆積土砂の処理に関しての意見を申し上げたんですが、これは河川断面の確保が盛り込まれていないという項目でしょうか。これは別にあるということですか。この答えね、対応を見ると、今やっているその災害復興、いわゆる事業に伴って切り土、盛り土、その中で処理しているというふうに関えちゃうんで、じゃ堆積土砂はどこで要望していくんですか。要するに河川断面の確保はどこで要望していくんですかっていうことです。要するに、河川改修というのの中には、私は河川断面の確保というのがあると思うんです、これは流木含めてですね。だからそれはこれに入っていないというお答えのような雰囲気ですから、対応がですよ。もう全然問題がないよ、要するに、今の復興工事の切り土、盛り土のやりとりの中で調整しているから、この堆積土砂については解決済みだと。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長。

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 今の河川の土砂に関するのと、今の復興の中での土砂捨て場の話というのはまたちょっと違う話になるのかなというふうに思います。

この河川の土砂については、松本議員さんご指摘のとおり、前々から課題になっているというのは市としても十分理解しておりますし、恐らくここに至る前の前の全協でも、市長のほうから、そういった点についても、市としては協力していかなくちゃいけないという立場は表明があったと思います。とはいえ、今なら手持ちのその河川土砂をすぐ捨てる場所が、市として玉があるかということ、それはまた現実としてはなかなか見つからないところでございます。現状としては、河川しゅんせつの上で出てくる土砂というのの対応というのはもちろんやっていますけれども、今ここの要望に書くのではなく、当たり前のこととして協力していきたいというふうに考えます。

○議長（前川昌登君） 松本尚美君。

○2番（松本尚美君） 高峯部長ね、申しわけないんですけども、市が管理している河川もあるんですよ、実際に。これは区界、源流に近いほうですね。それから梅翁寺川とかですね、市内、山口川もそうかもしれませんが、市が管理している、それ自体もですね、処理するところ、そして県が管理している近内川であるとか

閉伊川であるとか八木沢川であるとか津軽石川であるとか、県が管理している河川についても、この河川断面が減少している、そしてこれを確保するために県に要望しているわけですよ。ところが、県に要望しているけれども、なかなかこの捨て場、これは普通の切り土とか掘削土の残土とは違う種類の土なんですよ。ですから、なかなかこれを受け入れていただけたところというのは少ない。だから、努力するとか何とかと言うけれども、現実的にもそういうのに直面しているという事実があるわけですよ、県も。ですから、陳情要望に行くと、いや、捨てる場所見つけてくだされば予算をつくって計上して事業はできます、はっきりしゃべっているんですよ。

だから、私は要望は要望にしても、宮古市も市民の守る立場とすればですよ、やはりそこを、努力するだけでなく、場所を設定して見つけなきゃならないんですよ。そういうふうにもう詰まっているの。これ今、どこに捨てるかというの、いや、いいんですよ。県、この対応のとおり、グリーンピアなり区界なりどこなり調整してやっているところに持って行っていただければいいんですよ。でも、河川断面の確保も、私はだから、どこに入っているんですかって聞いているんですよ。入れるべきだと思うんですよ。だから、最初の問いかけは、きょうの問いかけはですよ、河川断面の確保はどこに入っているんですか、こういう対応で返答する以上はです、別だっというんであれば、そこを聞いているんですよ。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） これは県要望と、それから我々がやるべきことを分けて考えたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思います。松本議員がおっしゃっているのも私わかります。私どもも、河川断面をやはりきちっと守らなきゃいけないという認識には立っています。県ともやりとりしながら、震災前にはそういう方向でいこうといったときに震災が起こって今こう、ちょっとぐじゃぐじゃになった状況にはあります。ですので、もう一度県とそれから我々がですね、しっかりこう話し合っただろうかという形にしていきたいというふうに思っています。ただ、この要望としては、県は県として、自分たちの管理する河川に関してはこのようにやってほしいということを常に要望していかなければ、県のほうとしても要望がなくなったというような形にとられてもこれは困るので、このような形で要望していきます。また、我々是我々として、その土捨て場、堆積土の処理に関しましても県と協議していきたいというふうには思っております。

○議長（前川昌登君） 松本尚美君。

○2番（松本尚美君） いや、ちょっとしつこいようなんですが、ですから、この河川断面の確保を、要望の中に入っていないんであれば入れるべきではないですか。その処分先を探すというのも課題としてはありますけれども、まずそれを入れるべきじゃないですかというんです。わかりますか、市長、言っているの。ね、だから対応で私が出した意見に対してこういう、もう既に対応しているんだよというんであったら、じゃ、堆積土砂……

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） この要望書をつくるに当たっての建設課の現状認識とすれば、二級河川等の判断が起る原因としては、やはり護岸の未整備、それから河床、河床の上昇が挙げられるというふうな現状認識は建設課がしております。したがって、河川改修、閉伊川、長沢川、津軽石川、近内川、刈屋川等やってきたわけですが、ご指摘のとおり、あの河川のしゅんせつをすることで断面が確保されるという部分はございますけれども、そこら辺の部分がご指摘の部分で、ですから、そこら辺のところは松本議員としてちょっと、やはり県に対しての要望が弱いというのであれば、ちょっと建設課と協議して、その河川の流量断面を確

保しろということと理解してよろしいですよ。はい。ではその用語は検討させていただきたいというふう
に思います。

○議長（前川昌登君） 松本尚美君。

○22番（松本尚美君） ようやっとかみ合ったような気がします、いずれ、県に宮古市通してもですよ、な
かなかつないで実行されないの、私個人も土木センターに行ってお願ひしているんです。ただ、やりますよ
って言っているの。やりますよって言っているけれども、全部じゃないですよ、要望の全部じゃないですけれ
ども、やりたいと、予算もつけたい、でも持っていくところがない。これが現状だつてさっきから言っている
じゃないですか。まず、その河川断面の確保、要するに堆積河道掘削ですよ、河道掘削を、堆積土砂の撤去
をお願いする、そして、お願いした以上は一緒にやらなきゃ、対応を考えないと、県の担当者も困っている
という状況ですよ。だから、本気になって探さない、県の事業だからっていうわけじゃなくて、県にお願ひす
る以上はそういったものを確保しないと事業ができない状況なんですよって言っているの。わかりましたか。
わかりました。

○議長（前川昌登君） 田中尚君。

○26番（田中 尚君） 高峯都市整備部長というよりは、我々がいただいている資料の中には、この件の取り
扱ひについては、簡単にいいますと、いわゆる調整連絡会議で対応できていると、だから必要ないという回答
なんです。部長びっくりしていますけれども、多分あなたが決裁した分だと思ふんですけれども、つまり、公
共事業における堆積土砂とはいいませんが、しゅんせつ土砂も含めて、膨大な土砂の処理に困っているとい
うことで、あちこちにこの仮置き場といいますか、そういう用地が必要だというのは今の現局面です。その中に、
今松本議員が指摘されたですよ、そのしゅんせつに伴う土砂も入れると、そういうことも受け入れの一つの、
いわばその対象用地として十分その中で検討可能なんですということを、土木センターのほうにメッセージ入
れてやればいだけの話ですよ。これが本当に機能しているんであればですよ、そういう答えですから。その
辺の、じゃその辺は、つまり連絡調整会議がそういう形において本当に機能できているのかどうなのかとい
うのの認識を一致させればいだけの話、そう思って私は聞いていますので、もう一度部長から、センターのほ
うに趣旨が届いていないようでありますので、現状はこういうふうなことで十分対応可能ですよと言えば、これ
は松本議員も引き下がる話ですよ。確認。認識についてというか、この調整会議は、私が思うには公共工事
ですから、命の道路に伴う、その道路整備に伴う土砂をどうするか、これに加えて、復旧の一環として大分こ
う河川の流量断面がなくなってきているということもありますので、それも加えて処理できるようにすればい
だけの話だと、私はそう言っているんですが、同じ認識でしょうか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長。

○都市整備部長（高峯聡一郎君） すみません、こちらの予算の資料に書いてあることをそのまま述べられたと
いう認識なんですけれども、ここに書いてあることはここに書いてあるとおりでございます。ただ、私自身が
この連絡調整会議で県と一緒にその河川の土砂の部分ですね、そこについて認識をしっかりと一致しているか
というので、強く田中議員からは言われると、しているつもりではありますけれどもとなっちゃいますので、
しっかりとそこは認識を一致にさせて進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 要するに、公共事業における堆積土砂という表現、土砂処理、堆積土砂の取り除き、
しゅんせつもその一環だとは思ふんですが、つまり、公共事業でしようという意味で入ってくるんじゃないの

ということですので、そこは十分詰めてほしいです。

以上です。

○議長（前川昌登君） ほかに質疑はございませんか。

松本議員。

○22番（松本尚美君） もう1点。

宮古を取り巻く交通ネットワークについての中での、宮古山田線、県道ですね。宮古市内については整備されているから要望に値しないというお話ですが、これは長沢橋をかけかえ、そして荷竹経由で豊間根までに至っている道路ですね。長沢橋をかけかえて、県では歩道を含めて、要するに拡幅ですね。あとはカーブ含めてですね、直すという要望、地域からも出ておりましたし、それに対応して一部用地を確保しているんです。これ、整備をもう済みという判断をされているんですが、これ、誰の判断ですか。誰が調べて、県に聞いたらば、ああ、もう整備済みですという回答をもらったので、そのまま今回の要望に入れられないという話ですか。これは違いますよ。これはずっと、宮古区間の中でも、あの道路は震災のときも45号の代替道路だと言われるくらい使われた道路ですね。これは震災前から地域住民含めて、この安全に、あれ農免道と言った時代もありますが、それを改良してほしいと。そして、安全に冬期間も含めて通行できるようにという要望が出て、それに県が応えて、あの橋もスタートにしたわけですね。そして、豊間根の一部にはまだ買収ができなくて改良できないところありますけれども、これは整備済みだということを認めると、これは話にならないと私は思うんですけれども、これはどなたの判断で入れているんですか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長。

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 宮古山田線については、今、両方とも、両方というか交互通行ができてセンターラインが確保されている道路です。ということで、県のほうに問い合わせてみますけれども、県のほうとしても、ここが整備対象となっているという認識はないというふうに伺っております。ただ、豊間根の地区内のほうで非常に幅員が狭いところがありますので、そこは今回三陸沿岸道路を整備する際にバイパスができるということで解消されるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（前川昌登君） 松本尚美君。

○22番（松本尚美君） いや、私は部長の見解には大いに不満がありますね。今の現道、部長も走ったことあると思うんですが、対向できますよ、確かに。道路幅がある。ただ、急カーブ、急勾配、非常に危険だということで、これは要望しているんですよ、地域は。じゃ、それ宮古市が取り上げないという話ですか。私は今の現道が対面通行ができないという話しているんじゃないんです。これを先行してですよ、当然長沢橋もかけかえるということでスタートして、それから大野・折壁の一部もくいを打ったんですよ、県は。要するに川の反対側ですね。用地買収を進めていって、歩道も含めて安全な道路にしたいということで一時期進めた、それがとまっているという状況です。だから要望に入れて、私は根気よく、県に再整備といいますか、改良をお願いしていくというのが私は当たり前のことだったと思うんですよ。地域要望ありますよ。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長。

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 今松本議員さんに地域要望があるというふうにおっしゃられました。申しわけございませんけれども、すみません、私のところで要望書等を確認できておりません。いま一度ちょっと建設課のほうで要望、あと県ですね、のほうに、どういう要望が来ているのか再度確認して、書きぶりについて

はまた企画部と相談したいと思います。

○議長（前川昌登君） ほかになければ、この件はこれで終わりたいと思います。

昼食のため暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午後12時07分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（前川昌登君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○

説明事項（２） 中心市街地津波復興拠点整備に係るJR用地取得について

○議長（前川昌登君） 次に、説明事項の（２）、中心市街地津波復興拠点整備に係るJR用地取得についてを説明願います。

高峯都市整備部長。

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 本日は、中心市街地津波復興拠点整備に係るJR用地取得の仮契約についてご説明させていただきます。

市においては、当該事業について基本設計の委託を実施しているところであり、また、年度内において施工業者を決定したいと調整をしているところでございます。本件の詳細につきましては、都市計画課長からの説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 都市計画課から中心市街地の拠点整備事業に係るJR用地1.5haの売買契約の仮契約を今月中に予定しておりますことから、その内容について報告させていただきます。

それでは、お配りしております資料の1ページをごらん願います。

初めに、1の用地取得費用についてでございます。

1㎡当たりの取得単価は4万2,000円で、この価格については不動産鑑定を行っております。取得面積は1万4,777.92㎡でございます。合計の取得価格は6億2,067万2,640円を見込んでおり、この金額につきましては、既に復興交付金の配分を受けております。また、当該用地には、後ほど詳しく説明いたしますが、汚染物質や産業廃棄物を含んでいることから、用地費については2億926万7,280円の減額をすることでJRとは合意しております。

次に、2の汚染物質の確認及び内容についてですが、JRは、用地の売買に先立ちまして、平成25年4月18日から平成26年11月8日までの期間において土壌調査を実施しております。JRからは、調査期間中の中間報告として、平成26年8月29日に当該用地について鉛、ヒ素の第2種特定有害物質の基準超過と産業廃棄物である石炭焼却灰を含んでいる土壌である旨の報告を受けております。有害物質の調査方法は、土壌汚染対策法などの法令に従い、従前の土地利用状態から、有害物質が多く含まれていると推測される区域につきましては、10mメッシュ当たり1カ所、計44区画、さらに少ないと推測される区画につきましては30mのメッシュ当たり約5カ所で、10mメッシュに換算しますと122区画の調査を実施しております。合計で10mメッシュにおいて166区画を調査しております。その結果、50区画から基準を超過する汚染物質が検出されており、その50区画について、さらにボーリングによる詳細調査を実施しており、その結果、49区画から基準値を超える数値が検出されております。石炭焼却灰につきましては、有害物質の未調査部分の47区画についても追加調査をしており、

有害物質の調査した166区画と合わせて、全区画でございますが213区画を全て調査しております。今回買取する1.5haは、10mメッシュにしますと213区画になります。その213区画全て調査しております。

調査結果でございますが、鉛の溶出量の基準0.01mg/ℓを超過している区画は32区画で、最大値は0.18g/ℓになります。ヒ素の溶出量の基準0.01mg/ℓを超過している区画は5区画で、最大値は0.046mg/ℓとなっております。鉛の含有量の基準値150mg/kgを超過している区画は29区画で、最大値は1万8,000mg/kgとなっております。ヒ素の含有量の基準超過した区画はございません。

溶出量と含有量の重複する区画が16区画、鉛含有量とヒ素溶出の重複する区画が1区画ございますので、基準値を超える区画は重複を除くと49区画となります。また、面積は0.4ha、処理しなければならない土量、いわゆる有害物質を含んでいる土量として換算した場合、6,100m³になります。

次に、2ページをお開き願います。

石炭焼却灰についてですが、こちらにつきましては83区画について確認されております。石炭焼却灰を含む土量については約8,800m³となっております。

汚染土と処理区分状況につきましては、4ページのA3判の資料をごらん願います。

赤と緑の区画の部分が特定有害物質の基準を超える区画で、黄色の部分が石炭焼却灰の分布する区画となっております。赤の区画についてはJRで、緑の区画については宮古市でそれぞれ処理する区画となっております。このことにつきましては後ほど説明いたします。

次に、3の減価額についての協議経過についてご説明いたします。

初めに、(1)の前提条件ですが、3点ほどございます。1点目は、復興交付金上のことでございますが、減価額前の用地費約6億円については既に配分を受けておりますが、減額した分については、汚染土等の処理費用に流用してもよいということを復興庁から確認は受けております。

2点目は、石炭焼却灰は産業廃棄物であり、調査結果、有害物質の基準を超過していないことは確認しております。

次に、3点目ですが、公共用地の補償基準ですが、有害物質の減価額については、土壤汚染対策法上、汚染土の封じ込め、遮水処理で対応が可能なことより、汚染土の封じ込め・遮水処理に必要な経費を減額すればよいとしております。一般的には、除去費に比べ、遮水・封じ込め費用のほうが3割から4割安いとされております。

以上の3点を交渉の前提として、減価額の交渉を進めてまいりました。

次に(2)の交渉経過についてですが、宮古市としては、有害物質については全て除去することを原則に交渉を進めてきております。有害物質除去の施工範囲については、基本的にJRに全部除去してもらいますが、建物に影響する範囲については、建物の施工の際、掘削が発生しますので、その際に宮古市が除去するとしております。

3ページになりますが、その場合、JRの除去量は3,600m³、宮古市分が2,500m³となります。宮古市が除去する分の経費は約9,000万を見込んでおり、減価額の最低ラインを9,000万以上としております。さらに、石炭焼却灰を含む土壌8,800m³についても、掘り起こした場合には処理費が発生しますので、上層部の処理費用として1億2,000万円についても減額を要望しており、合わせて2億1,000万円をめどに交渉を進めてきております。その結果、冒頭の2億926万7,280円の減額ということでJRとは合意をしております。契約の減価額の名目は、石炭焼却灰の処分費相当額としておりますが、この減価額分で汚染土の除去を実施したいと考えております。

最後に、3ページの4の今後のスケジュールについてですが、平成27年8月に用地売買の仮契約を予定しております。本契約は9月議会にお諮りした後に契約を締結したいと考えております。本契約後においては、土壌汚染の区域の指定の申請は10月をめどに行い、JR分の汚染土処理を10月から11月ごろ着手し、年度内に完了したいと考えております。その後、平成28年度の建築工事にあわせて市施工分の汚染土処理を行い、汚染土処理終了後、指定の解除を実施する予定でございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について質疑がありましたら挙手願います。

落合議員。

○20番（落合久三君） この2ページですが、2ページの（2）交渉経過、このアンダーラインが引いてあるところなんです、対策法は遮水・封じ込めではなく、あくまでも除去を求めて交渉した、はわかったんですが、その下に、交渉を重ねた結果、有害物質の除去は基本的にはJRがやるべき、施工すべきを求めたが、建物の範囲については宮古市が除去することで合意したというふうに、何か述語が足りないなと思って見ているんですが、JRに施工を求めたが、それはそれでやるというふうになったという理解でいいんですか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） この文章については、基本的には、まず求めたと、全撤去を求めただけけれども、建物施工の際に掘り返しが当然生じるわけでございますので、そういうことから、市側でその建物の掘削の際に除去するという合意したということでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） その下に、この施工区分、JR全範囲、土量約3,600m³、宮古市、建物影響だから、これを見れば、JRは、要するにどうということ。もう一回、すみません。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 基本的にはJRに全部除去してもらいたいということなんですけれども、調整の中で、建物の施工の際に掘り返す部分については、宮古市側で施工したほうが合理的ではないかということで、その分は減額分の中で宮古市が施工していくということで合意したということでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） そうすると、それ以外は建物にかかわりのない部分はJRが当然除去することだね。はい。

それからもう1つ、戻りまして1ページ、ここの文章もっと、ちょっと最初読んだときはわかったような気がしたんですが、ちょっと私がまだ全部の文章をのみ込めていなくて、ちょっと違う、意味の違う質問になったらお許し願いたいんですが、要するに、その用地費約6億円はもう既に国からは復興交付金で手当てがついていると。しかし、先ほど言ったような理由で減価額分を、約二千、二億幾らですね、それを除いて実際上の売買は4億1,140万ということで契約を今後結ぼうとしているというところはいいんですが、この減額する分、要するに2億円何がし、これを汚染土の処理費に流用することを復興庁も確認済みなのでそういうふうにしたというんですが、とどのつまりは、私の一般的な理解は、仮にそういう汚染物質が、除去のために必要な経費がかかるような汚染物質を抱えているJRの所有地は、そういう理由で減額するというのは一般的にいいんですが、その減額した分を汚染土の処理に充てるということは、つまり、国からは6億円が見込まれているんでしょう。しかし、実際の売買は4億だということでしょう、の減額した2億分は処理に充てる。要するに、国

民の税金という視点で見れば、6億円で買取するし、汚染土も処理するという話なんですよね。私はちょっとそういうことってあるのかな。例えば、私がJRで土地の所有者だとして、その土地の所有者の持っている土地に有害物質がある、だから100万円で売りたいんだが80万でいいよ、ここまではいいんです。その、何で80万に減ったかといえば汚染物質がある、それを除去するために金がかかる。普通は、所有者が80万に減額した上で汚染物質の処理分も所有者が出すのが普通なんじゃないですかというふうに私は思ってみたら、そうではないんで、そこのところはどういうふうに議論になったんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 6億円のうち、減額する2億円については、宮古市で処理する分について充当するわけございまして、それ以外、JRさんで除去する分については、国民の税金は復興交付金上からは一銭も行きませんので、宮古市で施工する分、宮古市が負担する分については減価した額で対応させていただきます、それはいいですよ。だけれども、基本的にJRさんが全部撤去してもらうことになっていますので、それ以外についてはJRさんで、自己負担の中で撤去していただくということでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） いいです。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） この図面で、中心市街地整備事業汚染土処理区分図というカラーの資料があります。黄色は石炭焼却灰の分布ということで、かなり広範囲にわたって石炭焼却灰があるということなわけです。そこで、きょうの資料の2ページの3、減額についての協議経過の②の中で、この石炭焼却灰については調査結果、有害物質の基準を超過していないことを確認をしている、こういう記述がございまして。端的にお伺いをするのは、結果的に、この石炭焼却灰については除去するのかしないのかというのをまずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 石炭焼却灰につきましては、掘り起こした場合には産業廃棄物になりますので、処分の対象になります。今回の施工の中で、掘り起こす、掘り起こしの生じたものについては全量処分いたします。ただし、そのまま存置しても構わないというものでございますので、掘り起こしたりしない部分についてはそのまま存置というふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） そうすれば、結論から申し上げますと、表土を剥ぐというか、上のほうは削ってしまうということの理解でいいの、この黄色い部分については、それは宮古市が施工するということなの。それは宮古市が施工するということなの。そっちがそれはやるということなんですか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 宮古市の試算では、ここに、今回1億2,000万円程度減額を、その中には内訳として考えておりますが、想定は大体深さ45cm程度を除去する量としております。それは、例えば道路とか外構とかそういったものであれば、仮に側溝とか集水ますとか一部深いところもあるんですけども、45cm程度を全量見込んでおけば、まずその範囲の中で掘り返したり起こしたりする量はおさまるだろうということで考えております。施工は宮古市で全量行います。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 宮古市でこの石炭焼却灰についても、45cm程度の上からの分については除去をする予定だと。したがって、減価額の中について、きょうの資料では1億2,000万程度を見込んでいますよと、特定有害物の9,000万と合わせて、この石炭焼却灰についても1億2,000万を見込んで2億1,000万を一つの目安として交渉を進めてきたということなので、1つは、基準は超えていないけれども、その石炭焼却灰については市がいわばその減価分を含めて処理をしますよということだと。これも、先ほど落合議員ではないんですが、その市がやるという、その石炭焼却灰、これはどういうことの考えに基づいて、簡単に言うと、これもJRのほうで石炭焼却灰については、その理由は基準値を超えていないということが理由かどうかわかりませんが、これについても、なぜJR側にその石炭焼却灰について撤去してもらおうという話にならなかったのかどうか。この点についてはどうですか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） まず、45cmの話した部分でちょっと、さらにちょっと説明加えさせてもらいたいんですが、まず45cm程度を見込んでおれば、実際の掘り起こしがある部分についてはおおむねその範囲の中におさまるだろうというのが45cmです。ですので、45cmを全部取るというのではなくて、今回の整備の詳細設計が進む中で、外構とか道路とかそういったものを整備した中で、掘り返しになる部分については除去していくということで、施工と設計、そういったものと、あとは、基本的には存置が可能ですので、そういう意味では、無施工に係る分を除去していくということで、それについては宮古市で今後整地とか整備していきますので、JRさんが施工するよりは宮古市が施工したほうが合理的だろうということで、減価の対象としております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） ああ、なるほど。今のところ、そうすると全てこの黄色い部分を撤去するというではないと。あくまでもこの中心市街地の整備の中で、いわばその掘り返し等が必要な部分については、この石炭焼却灰についても取りますよと。そうでない部分については、この黄色い部分に該当する部分であっても、手がかからない部分については全く掘り起こし等は考えていないと、こういうことでの理解でいいかという、ちょっと確認の意味でも、改めて。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） そのとおりでございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） と、そうすれば、一番の減価分として2億900万のいわば用地費が、先ほど落合議員のほう等もありましたが、この部分が今市では2億1,000万ということで交渉を進めてきたけれども、結果的に2億900万ということになったと。懸念をするのは、手をつけた結果、これをオーバーをするということはありませんか。私はそこを心配をするわけです。手をつけていった結果として、この有害物質の駆除とか、この石炭焼却灰等に係る経費が、いわば減価分よりもオーバーをしていくと、つまり結果として市の負担が増していくよということはありませんか、この辺はどうなんですか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 万が一、有害物質が、基本的にはもう調査終わっていますのでふえるということはないんですけども、仮に万が一、万が一、例えば100㎡ふえたと、の負担分がふえるということになれば、その黄色の部分の取り方を調整してでも、有害物質を優先に全部除去していきたいとは思っております。ただ、

基本的にもうかなりの密度で調査しておりますので、金額がふえるというようなことは、例えば処分費が急に高騰するとか、今後ですね、そういう部分は実際考えられますので、先ほど申しましたように、その黄色い部分の、まだ調整代もあるということで、その中でおさめていけるのかなと思っております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 最後にしますけれども、仮にそういった部分がある程度現時点でも予想され得るのであれば、やはりJRとの協議の中にそういった場合も想定をした、きちっと契約の中に盛り込んでおく、つまり、除去する費用等がかさんでいくよと、今のところその2億900万というものが想定をされているけれども、場合によってはそれがさらに費用負担かさむような場合については、さらにJRとのいわば用地費の調整について、ここを改めて協議をして、JRに負担をしてもらうなら負担をしてもらうと。ここはそういった形でのその契約条項を、しっかり私はしておく必要があるんだろうというふうに思うんですが、この点はどうですか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） これは基本的には用地の売買契約ですので、基本的には金額の変更というのはよほどのことがない、基本的にはしないと。そういう中で、その条項の中では、やはり用地買収の取得する場合の契約書にある、仮にそれが著しくふえるような場合は、瑕疵、隠れたる瑕疵のような条項に当たって、さらにその瑕疵の部分ですので、損害賠償みたいなものというのが現実的な対応なのかなと。当面、JRさんのほうでもしっかりした調査していただきましたので、今の状況ではもう、今後あるのはその隠れたる瑕疵の部分になってしまうのかなというふうに理解しています。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） それはね、ちょっと私は瑕疵の問題とは違うレベルと思うんですよね。だから、今言っているのは、JRさんの調査を信用しないとか、何かを隠しているという類いのもではなくて、この間のさまざまJRでの調査をもとに、用地費の減額等について協議をし、そうした有害物質等の除去についても一定程度協議をしてきたと。今のところ2億900万という、一応減価を、減額をするという形での合意方向になっていると。しかし、それはあくまでも市が求めてきたのは、この有害物質等の除去にかかわる費用分としてある意味では控除したいわけでしょう。だから、これがさまざまな状況の中で、この想定をしている費用が2億900万で済まない、2億2,000万、3,000万になるという状況も想定がある程度されるとすれば、当然その部分について、そういう場合についての対応についてしっかりと協議をしていく、あるいは一定の方向で合意をしていくというの、私当然、至極当然なことだと思う。つまりそれは、用地売買契約とおっしゃっているけれども、当然それは、こういう減価をするということを踏まえての用地売買契約でしょう。その減価とは何かというと、有害物質があったからだ、こういうことになったわけでしょう。そうすると、当然その有害物質等の除去を含めてですよ、当然これはやってみなければわからないという世界でもあるわけだから、目に見えるわけではないわけでしょう。一応想定はこういう形であるというふうにされているわけですから、ですからそこを私はね、ある意味ではそういった部分もしっかりと今後の交渉の中にしっかりと協議をして、場合によってはさらにJRに負担をしてもらうような余地を残して、私はやはりそういった契約条項、あるいはしっかりとした確認をしておく必要があるんじゃないかというふうに思う。でない、そういう場合については、当然市が負担をせざるを得ないということになるわけでしょう。だからそれは、やはり避けるべきではないですかと私は思っている。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 議員は以前、補償物件の契約も扱っていたのでおわかりとは思いますが、補償調査というのをしっかりやって、その金額が渡し切りになります。その後何年かして家を建てるんだけど、物価高騰があってもその分はもうそれで渡し切りというのが補償の契約の原則で、物価高騰した場合に対して金額を補償、いつまでも決まらないわけですよ、そういう補償しては。JRさんとも、これは用地契約です。減価の決め方についても、ある一定の前提のもと合意してきたわけで、いわゆるその補償調査に準ずるものとするれば、やはり土壌調査をしっかりやってきて、お互いに合意したということで、通常の売買契約ということで、状況がその契約の範囲を超えて何か著しい瑕疵がある場合以外は、基本的にはこの金額で売買したいと考えております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 多分私が言っている意味はわかると思うんですよ。私が言っているのは、いわば市の負担がこの中でおさまらない場合があるかもしれないというのが少しでもあるとすればですよ、当然それはその部分についての対応をしっかりとJRと協議をして、その対応について方向性を決める。そうでなければ、私は率直に言って、JRに全部ここを撤去してもらったほうがいいと思いますよ、そのほうがはるかにいいわけですから。そのことを避けて、作業上の効率とか工事上の効率ということで、市がやったほうがそれは効率性があるとか合理性があるという説明で課長は今言っているわけですけども、結果として、それは市の負担が生じないかもしれないし、生じるかもしれない。ただ、私は100%、この中でおさまるということが100%、言えるというんだからある、わかりますけれども、どういう状況の変化によって、もし市の除去費用に対する負担が2億900万で済まないという状況が出た場合に、市がさらにその分について負担をするということ避けなきゃならないということを言っているわけだから、だから、ともすればそのことについて当然JRとの協議の中で、契約の中でしっかりとそういった条項も含んで、その場合の対応ということについて後で問題が起きないようにしておくべきではないですかと、私はそう思っているわけです。

ですから、言っているように、補償とも、現物あるものをどうのこうの言っているわけじゃない、現実にはただこれは一定の調査に基づいてこうだろうけれども、さまざまな経済的な状況変化、経済変動等によって処理費用がかさむってことってあり得るわけでしょう、物価の高騰、資材の高騰みたくですよ。そのことによって、いざ手をつけたのは2億900万で済まないということがあるかもしれないということを含んで私は言っているわけですよ。だから、そのことは基本的には、本来原則的にはJRがしっかりと金を出して処理をすべきものだという大原則に立つとすればだよ、しかし、さまざまな状況の中で、協議の中で、市もそれについては、建物部分とかそういった部分については、さまざまな合理性、効率性等含めて、それは工事とあわせて掘削をするから、そのほうが作業効率が上がるとかいう、さまざまこういうことの中での調整、協議だというふうには理解をしたけれども、問題はやはり費用負担がどうなっていくかということ私を一番言っているわけなので、ぜひそのことは、これで終わりにしますが、私はそういった部分をしっかりと契約の中に、あるいは確認をしながらですよ、そういう費用負担が市が出ないようなことをきっちりと対応しておくべきだというふうに変更して指摘をしておきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 竹花議員がおっしゃっているのは十分理解できます。都市計画課長が話をしているのも、現時点で建物の部分を、まだ基本設計入ったばかりですし、敷地全体をどのように使うかというのも決定しておりません。今回のJRとの用地売買で、いわゆるヒ素、鉛が含んだところは、これは完全にJRも市

側もそれぞれの責任で除去しますと。石炭焼却灰に関しては産廃ですから存置も可能と。その土地を浸水対策として盛り土をするのかどうか、それもまだ未決定事項ではございます。ただし、今回、いわゆる除去しなければならないエリア、それから産廃としてある程度手をかけずにいいというところもありますので、それらは今後の基本設計から実施設計に移っていく、そして工事に入っていく中で、これらを参考にして、竹花議員がおっしゃる懸念がないように、今後は上のほうの、建物のほうに入っていく、全体の整備に入っていくわけですので、そちらのほうで気をつけて注意をしていきたいというふうに、今の時点ではそういうお答えをさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） 今までやりとりは聞いているんですが、私はちょっと先に、このメッシュ、10mメッシュでJRさんが調査をした、この10mメッシュで何点このボーリングをしているんですか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 166区画は表土から50cm程度の概況調査ということでやっています、そのうち50カ所、166のうち50カ所について、おおむね10mぐらいまでのボーリングで1mごとに採取して調査しているということでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） すみません、書き取れないし聞き取れないんだけど、10mメッシュで、だから何点ボーリングしているんです、調査しているんですかと。

○議長（前川昌登君） 中村課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 10mメッシュの単位では1カ所。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） 10mのこのメッシュで1カ所ずつやって、聞こえた区画がこの表にあるとおりでいうことですね。そうすると、白いところはこの線引いて10mでも1カ所、これ本当かどうかというのわからないですよ。全部赤かもしれないし、一部赤かもしれない、ですよ。ポイントから離れたところが赤かもしれないです。となれば、私はやはりこれは、やはりJRさんが売り主で、宮古市がどうしても欲しいという意思表示をしている、この立場といいますか、ニーズですね。宮古市はどうしても欲しい、土地が欲しい。それが先行するとどうしても今回のような契約になるのかなど。協議という部分ですね。本来であれば、これは原則的に、私はやはり竹花議員がさっきちょっと後段言いましたけれども、やはり売り側が安全な土地にして売買をするということがやはり筋だと思っんです。今回何でこういうことをしなければならなかったかという、私の推測では、宮古市は早く進めたい、この場所を取得して早く建築したい、それに尽きるのではないのかなというふうに思っんです。違いますか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） まず、質問の趣旨は、宮古市が欲しくて結局JRさんの言いなりといいますか、そういうような協議だったんじゃないかということだと思います。実際は、早々に前提で申しましたとおり、基本的には交渉のスタートラインは公共用地の取得基準というものがベースになっています。それをベースにまず考えてはいるんですけども、遮水とか封じ込めでは宮古市とすれば困るということで、基本的には全撤去、これが原則ですということで折り合ってきたという経過でございます。ただ、当然宮古市としては、議員ご指摘のとおり、事業を早く進める必要もありますし、できれば立地的にも、今の場所で事業を、特に公共交

通機関の関係からいいましても適地だろうと考えていたことは事実でございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） そうだとすると、私はやはりこれ、基本的に問題だと思いますよ。この場所を選定するという最初のあたりの、私はそれは否定はしませんし、いいだと思うんですよ。ただ、これは公金で、税金で購入する公共用地でしょう。やはり安全な状態で納得する状態になって初めて売買を成立する、またしなきゃいけないと思うんですよ。後段はやはり事業を急ぐため、こうですよ。だから、私はやはりJRさんが、買い手側ですよ、買い手側、適正な価格で評価したもので売買するというのであれば、やはり買い手側のしつかり当たり前のことをやってもらって、そしてそれから売買をする、これが基本じゃないですか。だから、なぜそれをやらないかと。宮古市は、JRさんに要求したのは全量撤去だけれども、JRさんは、これは場合によっては、これはいわゆる閉鎖すれば、封じ込めれば出さなくてもいいんだよという話でしょう。でもそれはだめだから全量撤去して、でもそれにはJRさんは乗らない、売らないということですか。売らないというならば買う必要ないでしょう、これ逆に。いや、違いますか。これは、悪いけれども課長のポケットマネーで買うものじゃないですよ、これ。市長のポケットマネーでJRさんから買うものじゃないですよ。やはりこれは、安全な土地をしっかりとチェックして、本来JRさんが調査してくれるというのはありがたいですよ。本来は宮古市が調査して、そして立ち入りというか、入る承諾はもらいながらでしょうけれども、入ってチェックをして安全かどうかを確認して、安全でなければ安全な状態にして買いますというのが基本ではないですか。これは私見ていて、本当にこの10m角で、じゃ実際はどんな施工するのやと、この10mメッシュでJRさんは線引いて、そこだけ掘って除去して、それから1cmでも離れたところは掘らない、そういう施工していくんですか。これは全面的に問題ですよ、これ、逆に言えば。だから、危ないところのメッシュを含んでいる部分ですよ、この線にこだわらないで、面的に取っ払うべきですよ、これ。違います、基本的には。課長、これどうやって施工するの、これ、この図面で。あなたできますか、これ。万が一、先ほど竹花議員も言っているけれども、別なところで10cmずれたら出てきた、じゃそれどうするのよ、この、なりませんか。どうです。私のが原則だと思いますよ。いいよ課長、これ基本的なところだから。

○議長（前川昌登君） 岩田環境課長。

○環境課長（岩田直司君） 理解のために、土壤汚染対策法上のことについてちょっとご説明をしたいと思います。

今松本議員が言った部分が、実を言うと土壤汚染対策法上の問題だというふうに指摘している方もいらっしゃいます。土壤汚染対策法上は、その最初、この10区画、隣接する9区画の中から5カ所のポイントだけをとって、その50cmとありますが、それをとって、混焼して、そこでまず出てくるかどうかを調べた後に、そこで出てきたときに10mの部分9カ所から1点ずつ、今度はボーリング調査をして調べていくということです。ですから、ちょっと外れて、その10mから出てこなければ汚染土壤でなくて、そこにピンポイント当たれば汚染土壤だというふうになるのはおかしい、それは全部取れというのは、理屈は私も理解するのですが、土対法上はそれで汚染かどうかというのを基準として、その部分でその売買のときにどこまで要望するとか、あとはそういうことで法律が施行されていますので、今の部分はまさにこの法の結果の分でございますけれども、法的にはそれで判断をしているということ、一応私のほうから申し述べておきたいと思います。

〔松本議員「ただ、基本的なところをちょっと答えてよ」と呼ぶ〕

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） いや、私はこういう形態の売買、こういう形の売買というのは、これは邪道だということですよ、何回も言うように。そのお答えがないですね。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 公共用地を取得する場合の補償基準というのがございまして、まず、単価については不動産鑑定で4万2,000円となっております。減価額につきましては、有害物質等を含む場合の減価する場合の基準がございまして、まず封じ込め、遮水でまず通常の使用形態が保てるということなので、その分が減価相当額ですねということだったんですけれども、それでは宮古市とすれば、今松本さんおっしゃるとおり、宮古市とすればもう基本的には全部撤去してもらいますよということを基本的に要求していました。ただ、お互いにその時期とか、時期といいますか、その、ただ建物の範囲はどうせ建物で掘ることになるので、そうであれば、それは宮古市側のほうの施行にしては、その財源については減価した財源で処理していくということで、基本的にはもう全部撤去することという主目的は達成した契約内容になっているというふうに認識しています。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

[松本議員「これはおかしいべや、全部やらせたほうがいいよ、一括で」と呼ぶ]

○26番（田中 尚君） ちょっと私は細かなところからちょっと聞きたいと思うんですが、中心市街地のいわば津波復興拠点整備事業としてのJR用地取得という説明でございしますが、1の所在地番を見てほしいんですが、山口第1地割2番5号というのが入っていますが、これはどのように理解したらよろしいのでしょうか。山口は中心市街地から外れていますけれども。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 線路をまたぐ形で山口の地番が現在残っているということだそうです。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） わかりました。

もう1つ実務的な部分で、先ほど来松本議員がまさしく議論したとおりですし、中村課長も基本的には同じ考えだと。同じ考えだけれども、結果的には譲っているでしょうというところが問題なわけですよ。その判断を求めたわけですけれども判断がない。そこで、この不動産鑑定評価なんですけれども、これはいつおやりになったんですか。不動産鑑定評価から、この平米4万2,000円という報告をいただいたのはいつになりますか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 正式な不動産価格を取得したのが26年の11月11日付でございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） としますと、この私、見ていないので聞くわけなんですけれども、この不動産鑑定評価の中には、その宮古市が取得しようとするこの土地の中に汚染物質があるというのもその鑑定の材料に入っているのかいないのか、そこはどうでしょう。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） これは、この不動産鑑定価格は、汚染物質のことを考慮はしていません。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） そこで基本に戻るべきだと思うんですけれども、通常、売買するときにはですよ、や

はり完全な品物を買う、あるいは瑕疵があった場合には安い値段で了解して買う、いずれかが基本なわけですよ。今回のやつは松本議員が指摘したとおりですよ。それから、宮古市のほうも、全量撤去を求めたということなんですが、相手はJRですよ。言うこと聞くもんじゃないですよ、JRは。もうこの間、痛いほどわかっているでしょうよ。だから結局は押し切られた。その背景とすれば、宮古市がどうしても欲しいからでしょう。ここまで松本議員指摘しているわけですよ。だったら要らないよって選択肢を出したら、これはそういう形での解決もあるわけですよ。その点での答えがない。まさに24年にJRの用地を取得します、周辺の調査を始めて、もうJR用地取得ありきという形になっているものですから後戻りがきかない。そういう中で、売るほうは強気ですよ、そうなったらば。これは、税金でそういうことをする以上は、やはり基本に立ち返って、見直す勇氣も必要だということなんです。大槌の町長選挙見なさいよ。立ちどまって考えるべきだという新しい町長出たじゃないですか。これは私はやはり民意なんです。そういう意味で、本来もともと土地の形もよくない、JRのこの公共交通を充実させる、さまざまな理由で買ったわけなんですけれども、全然担保されていない、駅周辺の用地を取得するということについてはですよ。だから私は、ましてやこの問題が出てきて、そこでもう1つ伺いますけれども、昨年の11月にこういう報告が出た。そして、約2億900万円の減価で合意となった。これ減価でも何でもありません。交付金で市が取得する土地を減価処理に充てるということですから、本来は、皆さんが指摘しているように、JRがちゃんと処理をして引き渡すべき内容ですよ。交付金という国民の税金でやるということでは、これは市長に対する政治責任出てきますよ、絶対に。そういう意味で、我々議会もしっかりここは議論しなきゃいけないと思っているんですが、この合意したのはいつですか、この部分。2億900万の減価で合意となった、これいつですか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） JRさんとは27年の4月17日に最後の協議をして、まずこの金額で合意しましょうということで協議を終えております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 9月議会で予算を出す予定だと。きょうの全協で、おおむねJRとの協議を踏まえて結論を報告いただいていると。議会の意向を承る姿勢ないじゃないですか、初めから。何ですかこれは。基本条例に反しますよ。あの自治基本条例は、直接市民の意向も受けとめて、市民参画を保障したものです。その前に我々は、地方自治法の二元代表制としての議会の責任がありますよ、議決責任という部分が。だからきょうの時点で、全協という形で説明していると思うんですけれども、本来はこういう問題が出たときにですよ、どうしましょうかということをおそらくとも総務常任委員会に聞いて、我々議会のほうの意見も受けとめてですよ、そして交渉すべきじゃないですか。これ、沖縄の埋め立てじゃないですけども、瑕疵ありますよ、この手続は、この進め方は。議会がなくてもいいようなものですよ、大きな声で言いますけれども。だめですよ、これでは。しかも合意したんでしょう。合意して議会に説明したら、今度は議会のほうは、決まったものしようがないんだで。こうなったらいよいよ議会の自殺行為ですよ。私はそこを非常に当局の、特に山本市長になってからは非常にそこを感じています。幾ら市長が優秀で我々議員が頼りなく見えたとしても、そういう対応をすべきではない。真摯にそれぞれの所管の常任委員会に、こういうふうな状況でございますがいかがでしょうかと、こういうふうな進め方しなかったら、もう不合格です、山本市政は。即刻退陣です、私に言わせれば。そこまで言いますよ。どうですか、部長、企画部長。あとの部分はともかくとしてですよ、そもそも公共用地の取得の仕方がおかしいって我々指摘しているわけでしょう。私はそれ以前に、なぜ議会にですよ、こう

いう問題が出たときに、交渉に当たってはこういうふうに考えていますが、今の減価方式含めていかがでしょうかというののが本当でしょうよ。なぜそういう手順踏まないんですか。これは企画部長だ。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 基本的に多分これは都市計サイドのほうの考え方もあるかもしれませんが、いわゆる、例えば鉄道のほうで言えば基本合意とか覚書とか前回の協定書、確かに鉄道関係でいうと、基本的に合意を結ぶ前に総務常任委員会なり全協に説明してこれまでやってきていました。この件に関しても、都市計さんのほうは、スケジュールにもあるとおり、仮契約をまだ結んでいないので、その、今言った、その合意したというふうに今説明はしていますけれども、スケジュール再度ごらんになっていただければ、まだ用地売買の仮契約は締結しておりません。ですから、その前にこういうふうに説明したということで、そこはちょっと表現の使い方がまずかったのかなというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） そういった意味では、ここで全協に報告しております合意という文言は、まだ幅があるというふうに部長が修正の発言をしたと、そういう理解でよろしいんですね。8月の予定されております仮契約に向けて、我々議会の意向も踏まえた形ですよ、この合意は何とでも変わり得るんだ、そういう含みの答弁していましたけれども、部長、それあり得ないですよ、私に言わせれば。宮古市の、いわば事務執行、いわば執行機関のセクションである都市整備部、中の都市計画課とJRが話を合意したんでしょう。それを後から、それはちょっとまずかったです、そういうことで交渉の余地がある、部長はそういうふうな含みの答弁しましたが、私に言わせればそれあり得ない、不正確です。いやだから、部長そこは私の考えじゃないけれども、部長、どうですか、そういうごまかし答弁やめましょうよ。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） そこら辺はあれですけども、原則的には、正直申し上げますと、この版で説明していかせていただきたいと。正直申し上げて、JRとの交渉には私は入っていないので、細かい部分はわからないわけですが、大分期間をかけてこれまで協議をしてきた部分をほごに戻すというわけには、これはいけないというふうには思っておりますので、申しわけございませんが、この内容で進めさせていただきたいというふうに、そういう、ご質問であれば答弁をさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） そうなんです、やはり事務方の物の考え方、それから事務作業の積み上げからいくと、さっきのお言葉は議会に対するリップサービスの何物でもないということをお認めになりました。

そこで、私はもう1つ不思議に思っているのは、建設工程との関係なんです。私はさきの一般質問でも取り上げたわけでありまして、この問題については、多田課長からは、やはり工期がおくれれば高くつくかもしれない、それはあるよねと私も一般質問でやりとりした経緯あります。だけれども、この問題を抱えていてですよ、これどうですか、今年度、つまり27年度中に施工業者も決めて工事着工するって言いましたよね。それはこの汚染土壌が入っているからそういう判断になったんだ、基本設計、基本計画書で示した工程表前倒しにしたというのは、実はこの汚染土壌の問題があるからなんです、そういうふうに説明したほうがわかりやすいですよ。そうでないと、建設工事の工程に影響出てくるでしょう。出てきませんか。土台が安定していないんですよ。建てようとする土地が、どこに建てるのかも定まっていない、だけれども基本設計は描く、そんなばかなことできるわけないでしょうよ。で、きょうの図面です。これはこういうふうなことで描いてもらおう

と思っているんですか。これはどういうふうに理解しているのかしら。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 2ページが一番下に米印がございます。基本構想段階での建物範囲ということで、基本構想時点では分棟にするか合棟にするかすらまだ決めておらない、そういう基本構想で出したと思います。その時点で、たまたま位置的には分棟にすればこういうふうになるよと。その時点での協議を進めてきた結果、今回の部分でいうと、JRが3,600㎡、宮古市が2,500㎡という範囲を決めた。ただし、この範囲は建物配置が変更しても変更しないという書き方をしていますので、役割分担は建物の位置に関係なく赤と緑の役割分担はもう今回で決まっている。正直申し上げて、現、今基本設計でやっている建物配置はこういう形ではないというところがございます、それらはもう少し基本設計が進んだ段階の中で、いずれ議会のほうにはご説明したいというふうには思っていましたけれども、この建物のこういう位置ではなくなってきたというのは事実です。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 要すれば、JRが求めたですよ、この汚染土の処理費用のいわばその考え方を確定するために、この基本構想の建物の配置図を参考にしてもらったということだけですよ、今の説明は、わかりやすく言いますとね。その交渉自体が不適切だというのが私たちの指摘なんです。売るほうで完璧な土地にしてよこす、これの原則から見たらですよ、基本構想段階での建物の配置図をもとに、じゃここからここまでJRさん、ここから市の負担、こういう決め方自体がですね、私は非常に不適切だ、本来やってはいけない交渉になっているということを指摘をしたいと思います。

それで、本体の建設計画の工程表の影響、私は出ると思うんですよ。つまり、JRが処理する部分が、採用されたデザインからいきますと扇形ですから、ここの部分に交流棟を予定しているというように説明を受けております。そうすると、JRさんだよ、相手は。あそこの閉伊大橋のところも何年かかっていると、あの工事が。あれ民間だったらとっくに終わっていますよ、あの隅切りの充実したあの拡幅工事なんですけれどもね。これは先ほどの説明では、10月から11月にかけてJRはこの部分については処理するというふうにおっしゃいましたけれども、それはもうJRがそういうふうに約束をしているということなので、課長がそういう説明をしたと、私はそう理解するんですが、それ以前に、JRのほうから、そもそもこの汚染土壌の費用負担について、宮古市に条件をつける立場にないんだと、そういうことを言うのであればやめます、こう言うべきなんです。どうですか、その辺は。そういう選択肢はなかったですか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長。

○都市整備部長（高峯聡一郎君） まず、汚染物質が出たと、そこでJRとの協議を打ち切ったらどうだったのかというのが今田中議員さんのご提案というかご指摘だと思うんですけども。じゃない。じゃ、どういう質問だったんですか。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 100%譲って、従来の流れからJRの用地が必要だ、だとしても、この汚染物質の除却については全てJRがJRの責任で処理してから宮古市に引き渡すのが原則でしょうということを言っているんです。それ以上のことは言っていない。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長。

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 今まで中村課長がお答えていたとおり、交渉の前提は全くとっておっしゃる

とおりでと思います。ただ、交渉の過程の中で、最も効率的な方法というのは、今まで松本議員と課長の間でも話したとおり、そのとおりで、今ここに進んでいるということになると思います。ただ、その一点で、じゃ要りませんという話になるかという、あそこの敷地に決まったのは汚染物質云々ではなく、今後のまちづくりという視点ではそこが選ばれたという背景を考えるならば、汚染物質がここというのは、むしろクリアしなくてはいけない協議の中の課題であったのかなというふうに捉えております。

○議長（前川昌登君） ほかに。

落合議員。

○20番（落合久三君） 最初のときに聞けばよかったんですが、後でわかったので、ここだけはちゃんと聞いておいたほうがいいなと思って再質問します。

2ページ、2ページの交渉経過のこのページの最後のこの施工区分、その上の2行に、交渉を重ねた結果、特定有害物質の除去に関してはJR施工を求めたが、協議の結果、建物影響範囲については宮古市が除去することで合意したと。結論的に合意した中身が、JRは土量で3,600m³、宮古市が2,500m³、あとはる説明があったとおりです。この部分というのは、今読み上げた上の2行にあるように、繰り返し課長も説明したように、有害物質の除去に関してはというところですよ。そこで、A3のこのカラーの地図をちょっと見てほしいんですが、私はこれパーツと見てすぐは気がつかなかったんですが、今私が指摘した2ページの、JRが処理すべき施工区分、土量で3,600m³、宮古市2,500m³は、ここに、2ページに書いてある数字は、例えばJR、赤い区分をJRが処理する、緑は宮古市が処理する、分類説明に明確に、これはいずれも有害物質ですよ、鉛、ヒ素が含まれているやつですよ、ここについてはそれぞれがこういう範囲で処理しますというやつですよ。

そこで質問です。この赤のJRが処理するのをね、私さっき質問終わってから数えたんですよ。数えたらば、厳密ではないんですが、10m×10m、一つの升が描いてありますね。これは約14ないし15個なんです。それから、宮古市がやるべきグリーンの部分、同じ10m、10m、25個あります。JRが処理すべきものは14から15個、こう変形のところがあるんでね。宮古市が22個。ところが、2ページのこの今冒頭に触れた数量は、JRのほうが1,000m³も多いんですが、これは何をあらわした数字ですか、2ページは。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） ちょっと情報が、この2ページの資料だけでは足りないんですけども、この2ページで示しているのは範囲です。範囲、面積です。面積は宮古市のほうが大きいと、緑のほうがいっぱいありますよということなんですけれども、量は、深さはこれはあらわしていませんが、実は線路沿い、線路沿いかなり深い位置に出ていますので、量的には、宮古市の施工範囲の中、ほとんど1m前後でおさまる箇所なんです、JRさんのほうは、一番深いところ8mとか7mとかという区画がございますので、そういうことで、全体のボリュームはJRさんのほうが大きく出ておりますが、面積は宮古市施工分のほうが、浅い部分ですぐ取れる部分がほとんどになっております。

○議長（前川昌登君） ほかになければ……

今村議員。

○1番（今村 正君） 今までの議論の中で、廃棄物処理法などの関連だと思しますので、保健所の名前が一回も出てこないんですが、保健所とはどういう協議というか、なさっているのかお伺いしたいのですが。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 今、実は保健所さんとの協議というのも、土を動かす場合、実際その廃棄物を処理する過程の中では必要になってくると思うんですけども、今現在はまだその取り扱いをどうするかというのをまだしっかり決めてはおりませんので、岩手県とか宮古市の環境課とかと調整をしている段階でございます。

○議長（前川昌登君） 今村議員。

○1番（今村 正君） 通常、私10年間廃棄物処理業やっていましたが、必ず保健所の立ち会いとか指導が請けなければ、民間の場合にはアウトです。何をやってもむだです。北上市の場合で、公園用地に買ったところを全量、半年前でしたか1年前でしたか、8,000万とかという金額を補填しながら市で新たなる予算をつくってやりました。その経過も私見ておりますので、そここのところが、保健所が関与しないでこういう計画を立てること自体が、私はナンセンスだと思います。いわゆる廃棄物処理法の関連ですから、結果的には汚染物質があったときの、どこまで取れというのは保健所の指導です。私もそれを10年間やってきましたから、そここのところが甘いとするば、行政と行政のところ甘いとするば、これはまた大変なことだと思います。その辺の捉まえ方を一切なさっていないとするば、甘々の、行政がおやりになっていることだなと私思うものですから、後々の金額、いわゆる処理費が莫大になってきてどうにもならないという危惧の念も持ちますので、その辺の問い合わせ、調整をしていただいて、次の会には説明方できるような形ができればありがたいと思います。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 十分に、議員のご指摘いただいた部分についても再度確認をして、しっかりした今後の対応というのも視野に、具体的な対策も必要であれば、そういったものも検討していきたいと思えます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） さっき言い忘れた部分がありました。それは不動産鑑定評価の部分であります。今回の鑑定評価額の中には、汚染土壌を含んでいるという要素がなかったと。仮にそれが入ったとするば、この評価額はどういうふうになるとお考えですか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 例えば、減額の評価基準については、恐らく関係法令の基準を参考に減額するんだと思うんですけども、やはり、国交省で出している公共用地の取得に係る減額基準というのは一つの指標になって、額を出してくるんだらうなというふうには思っております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） つまり、そういう要素が不動産鑑定の時点でわかっていたら、当然その減額になるというお考えに私は受けとめました。課長の答えですね。そうだとすると、この1ページの、我々に出しているこの数字なんですけれども、要は、本来売主のほうで値段を下げたて済むものを、わざわざ交付金のお金を持ち出してきてですよ、それで安全なものにする、そういう説明をしているということはね、これはちょっと宮古市として恥ずかしい話ですよ、ということだけ私は指摘しておきます。

○議長（前川昌登君） ほかになければ、この件はこれで終わります。

説明員は退席願います。

〔説明員退席〕

○

説明事項（３） その他

○議長（前川昌登君） 次に、その他ですが、事務局より連絡があります。

佐々木次長。

○事務局次長（佐々木純子君） では、事務局から連絡事項が５点ございます。事務連絡をお配りしておりますので、それをごらんください。

１点目は、９月定例会の会期日程についてでございます。

事務連絡の２ページ及び３ページをごらんください。

７月３０日に開催いたしました議会運営委員会で、日程（案）のとおり確認しておりますので、日程の確保をよろしくお願いいたします。

２点目は、黒石市との交流会でございます。

１０月２１日水曜日と２２日木曜日に宮古市で開催いたします。詳しい時刻や内容につきましては現在調整中ですが、こちらについても日程の確保をよろしくお願いいたします。

なお、全議員での対応は２１日水曜日、午後から夜にかけての予定でございます。

３点目は、議会報告会についてでございます。

７月３０日に開催いたしました議会運営委員会において、１０月２６日月曜日から３０日金曜日までの週に開催いたします。開催時刻は午後７時から９時までとなります。開催場所は、昨年と同様に市内１５会場となりますが、会場等につきましてはこれから調整いたしますので、こちらについても日程の確保をよろしくお願いいたします。平日の夜のみを考えております。

４点目は、議事堂のレイアウトについてでございます。

４ページをごらんください。

７月３０日に開催いたしました議会運営委員会において、各党派等からの意見を踏まえて検討した結果をまとめたものでございますので、ご確認ください。

なお、この内容につきましては、議会からの意見として担当課に提出しております。

最後に、５点目は、お盆期間の議会事務局の閉鎖でございます。

例年のことではございますが、８月１３日木曜日と１４日の金曜日の２日間、議会事務局を閉鎖いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○

閉 会

○議長（前川昌登君） 皆様から何もなければ、これをもって議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後 ２時 １９分 閉会

○

宮古市議会議長 前 川 昌 登